

平成 17 年 5 月 25 日

各 位

三菱信託銀行株式会社

野村證券との相続関連業務における代理店契約の締結について

今般、三菱信託銀行株式会社（取締役社長 上原 治也）と野村證券株式会社（執行役社長 古賀 信行）は、信託業法等の改正を受け、相続関連業務における代理店契約を締結することで合意しましたのでお知らせいたします。

これに伴い、法定手続き完了を前提として、本年 6 月を目処に、野村證券の全国 69 店舗において、三菱信託銀行の相続関連業務である「遺言信託」、「遺産整理業務」の取り扱いを開始する予定です。

今回の信託代理店業務開始により野村證券では、お客さまに信託代理店として自ら相続関連業務をご案内することができ、お客さまの多様なニーズに対応することが可能となります。

また、三菱信託銀行としても野村證券の店舗ネットワークを介して、信託サービスの提供範囲が一層広がることとなります。

三菱信託銀行は、今後も社内・外のネットワークを積極的に活用し、信託銀行の高い専門性を発揮したより高度な信託サービスをお客さまに提供してまいります。

【今回取り扱いを開始する信託代理店業務の概要】

取り扱い開始時期 :平成 17 年 6 月予定（法定手続き完了後）
取り扱い業務（ ） :遺言信託、遺産整理業務
取り扱い店舗（野村證券） :69 店舗

（ ）取り扱い業務の概要

「遺言信託」... 遺言作成に係る事前のご相談、遺言書の保管、将来の遺言執行までを受託する業務。

* 三菱信託銀行の執行付き遺言信託の受託は、平成 17 年 3 月末現在で 9,718 件と信託業界トップの実績を誇ります。

「遺産整理業務」... 財産の調査・財産目録の作成・分割協議書作成のお手伝い・名義書換までを一連で行う業務。

以 上

< 照会先 >

三菱信託銀行株式会社 経営企画部広報室 竹尾 (03- 6214- 6044)